

み 監 第 34 号
令和8年 8月21日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志

みやき町監査委員 益 田 清



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく審査
意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和7年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、同法第22条第1項の規定に基づく公営企業の資金不足比率等並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査した結果に基づく意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和7年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

	令和7年度 (%)	令和6年度 (%)	早期健全化基準 (%)
① 実質赤字比率	-	-	13.64
② 連結実質赤字比率	-	-	18.64
③ 実質公債費比率	9.7	9.8	25.00
④ 将来負担比率	8.4	-	350.00

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

各会計ともすべて黒字決算である。良好な財政運営がなされており、早期健全化基準の範囲内である。

(実質赤字比率 -5.67% (前年度 -7.81%) となっている。)

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(連結実質赤字比率 -8.78% (前年度 -10.35%) となっている。)

③ 実質公債費比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(実質公債費比率 9.7% (前年度 9.8%) となっている。)

④ 将来負担比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(将来負担比率 8.4% (前年度 -6.78%) となっている。)

（３）総括意見

令和７年度の財政健全化比率は、前述のとおり申し分ない数値であり、堅実な財政運営が継続されていることが示されている。財政調整基金等の状況からも、当面は財政運営上の問題は無いと見られる。

近年の堅実な財政運営は、ふるさと納税収入の増加に大きく支えられていることは間違いない。しかし、ふるさと寄附金事業が令和７年９月３０日から２年間、ふるさと納税の指定団体から除外されることとなったため、ふるさと寄附金基金を将来にわたって財源として有効活用するためには基金残高の減少を抑制する必要がある。

また今後、地方債償還額は減少していくものの、町が発行する一般単独地方債の割合が増加することが懸念される。特に、義務教育施設等の大規模改修工事の実施状況によっては、数年後に財政状況が悪化する可能性も否定できない。

こうした将来的な財政状況の変化に適切に対応していくためには、ふるさと納税や地方債に過度に依存しない財政運営への転換を目指し、充当事業の見直し・縮減を図るとともに、新たな財源確保や行財政改革を推進していく必要がある。事業の選択と集中を図り、効率的かつ費用対効果の高い財政運営をこれまで以上に強化することで、通常収支の均衡を維持していくことを目指していくことを望むものである。